

自動車騒音振動等実態調査業務仕様書

1 目的

市内において、自動車、鉄道から発生する騒音振動等を調査し、その現況を把握するとともに、総合的な環境保全対策及び諸施策の推進を図るために実施する。

2 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、次の関係法令に基づいて行う。

- (1) 環境基本法（平成5年法律第91号）
- (2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (3) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (4) 騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）
- (5) 騒音に係る環境基準の評価マニュアル（平成27年10月、環境省）
- (6) 騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成23年9月14日環管自発第110914001号）
- (7) 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総令第15号）
- (8) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和50年環告第46号）
- (9) 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道騒音対策について（勧告）（昭和47年12月20日環大特68運輸大臣宛環境庁長官勧告）
- (10) 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）（昭和51年3月12日環大特32運輸大臣宛環境庁長官勧告）
- (11) 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について（平成7年12月20日環大1-174号）
- (12) 自動車騒音常時監視マニュアル（平成27年10月、環境省水・大気環境局自動車対策課）
- (13) 新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル（平成27年10月、環境省）
- (14) 在来鉄道騒音測定マニュアル（平成27年10月、環境省水・大気環境局大気生活環境室）
- (15) 令和3年度全国道路・街路交通情勢調査（以下「令和3年度道路交通センサス」という。）
- (16) その他関係法令

3 調査期間

- (1) 自動車騒音・振動等
契約締結の日から令和7年11月28日まで
- (2) 鉄道騒音・振動
令和7年12月1日から令和8年2月13日まで

4 調査地点（別紙1，2参照）

測定区分	測定地点数
自動車騒音（要請限度評価）、道路交通振動（要請限度評価）	1地点
自動車騒音（環境基準評価）	28地点
背後地騒音	29地点
平均走行速度	29地点
交通量	29地点
鉄道騒音・振動	2地点

5 業務内容

- (1) 調査地点の踏査
別紙1の各測定区間において、自動車騒音面的評価業務の受託業者が選定し、発注者が承認した調査地点について、測定前に現地踏査を行う。
- (2) 調査内容及び方法

ア 自動車騒音（要請限度評価）

連続する7日間のうち代表すると認められる3日間について行う。各日の観測時間は、1時間単位とし、各観測時間につき6つの実測時間区分（10分間毎）に分けて、24時間連続測定を行う。

イ 道路交通振動（要請限度評価）

「振動規制法施行規則 別表第二備考」に基づいて行う。

ウ 自動車騒音（環境基準評価）

観測時間は、1時間単位とし、各観測時間につき6つの実測時間区分（10分間毎）に分けて、24時間連続測定を行う。

エ 背後地騒音

自動車騒音調査期間のうち渋滞時を除く時間帯で当該状況を代表すると認められる昼間の2観測時間及び夜間の2観測時間の計4観測時間について行う。測定は、実測時間区分10分間で行う。

オ 交通量

自動車騒音測定の実測時間と同一時間において、昼間の2観測時間及び夜間の2観測時間の計4観測時間について行う。測定は実測時間区分10分間で行う。

カ 平均走行速度

自動車騒音測定の実測時間と同一時間において、昼間の2観測時間及び夜間の2観測時間の計4観測時間について、方向別にそれぞれ10台の走行速度を調査する。

キ 鉄道騒音・振動

1調査地点の調査日数は、原則1日とする。騒音振動測定に併せて、列車速度も同時に測定する。

(3) 測定項目

ア 自動車騒音（要請限度評価・環境基準評価）、背後地騒音

等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）、時間率騒音レベル（ L_{A5} 、 L_{A10} 、 L_{A50} 、 L_{A90} 、 L_{A95} ）及び最大値（ L_{Amax} ）

イ 道路交通振動（要請限度評価）

振動レベル

ウ 交通量

方向別に、大型Ⅰ、大型Ⅱ、小型車、二輪車の4車種区分

エ 平均走行速度

方向別にそれぞれ10台の走行速度

オ 鉄道騒音・振動

(ア) 新幹線騒音

12.5、25、50、100m地点における最大騒音レベル（ L_{Amax} ）、暗騒音（ $L_{Aeq,T}$ 、 $L_{A95,T}$ ）（ $T=5\sim 10$ 分）、列車の通過時間

(イ) 在来線騒音

12.5、25m地点における単発騒音暴露レベル（ L_{AE} ）、最大騒音レベル（ L_{Amax} ）、暗騒音（ $L_{Aeq,T}$ ）（ $T=5\sim 10$ 分）、列車の通過時間

(ウ) 新幹線振動

25、50m地点における振動レベル

(エ) 在来線振動

12.5、25m地点における振動レベル

(4) 測定日

土曜日、日曜日、国民の祝日除く平日において測定する。また、降雨・降雪時、祭り等一時的な騒音が発生する日などは避けること。

(5) 測定値の処理

自動車騒音（要請限度評価・環境基準評価）・背後地騒音については、測定対象外の音が発生した場合は、実測時間の値（10分間値）を取得し、後に L_A 、 L_{Fmax} 、 L_{A5} 等から判断して、除外する。

道路交通振動は、1時間の観測時間のうち、代表すると認められる1回の測定値を当該観測時間データとして採用する。

6 測定体制

調査の実施にあたっては、事前に調査地点を確認し、測定リハーサルを行う等十分な測定体制を整えるとともに、必要な人員を適正に配置すること。また、各調査地点において、業務名/調査期間/発注者および受注者

の名称・住所・連絡先を、公衆に見やすいように掲示すること。

測定器材は、測定に支障をきたさない位置に設置し、安全には十分注意すること。また、現場責任者は測定期間中機器が正常に稼動するよう、適宜、調査地点を巡回し、保守点検を行うこと。

7 測定機材

使用する機材については、法令に準拠するほか、以下の事項について留意する。

- ・電源は、電池（DC電源）を用いること。
- ・防風スクリーンは、騒音計のマイクロホンに取付け可能な防風スクリーン（パンチメタルタイプを除く。）を天候に合わせて使用すること。
- ・強風や通行人の接触等によりマイクロホンが転倒することがないように、措置を講ずること。
- ・騒音計及び振動計は、計量法（平成4年法律第51号）第71条に適合したものをを用いること。

8 報告事項等

(1) 現場責任者名簿の提出

受注者は、業務を開始する前に、発注者に対し、現場責任者の氏名等を報告すること。現場責任者に変更があったときも同様とする。

(2) 実施計画書の提出

受注者は、契約締結後速やかに、発注者に対して、広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書を提出し、発注者の承認を受けなければならない。

(3) 騒音計検定済証等の提出

受注者は、業務を開始する前に、発注者に対し、業務に使用する騒音計及び振動計について計量法第71条の条件を満たし、その有効期間が満了していないことを示す、検定済証の写しを提出すること。

(4) 実施報告書等の提出

広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書の提出方法等は、次のとおりとする。

ア 調査地点ごとの測定結果表 1部

① 自動車騒音

各測定終了後1週間以内に、速報値を発注者に提出する。

② 鉄道騒音

進行状況に応じ、発注者が別途指示する。

イ 自動車騒音・振動等測定データ等を格納した電子媒体 1式

- ・測定データ等の書式については、発注者が別途指示する。
- ・令和7年12月22日までに発注者に提出する。

ウ 令和7年度 騒音・振動データ集 40部

- ・調査地点、測定結果等を取りまとめたA4版（80ページ程度）の冊子である。
- ・様式及び表記桁数等については、発注者が別途指示する。
- ・令和8年3月2日までに発注者に提出する。

エ 委託業務報告書 1部 及びこれを電子媒体に納めたもの 1式

令和8年3月2日までに発注者に提出する。

オ その他

必要に応じて、関係書類の作成、提出について指示する場合がある。

9 その他

- (1) 本業務で得た全ての成果については、発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく第三者に貸与及び公表してはならない。
- (2) 発注者が必要と認めた場合は、受注者は再度測定を行うこと。
- (3) データ集・委託業務報告書等は、一般財団法人広島市都市整備公社発行の最新地図を使用し作成すること。
- (4) 受注者は、調査にあたって、機材設置場所の地主等の了承を得ること。ただし、市道及び公園等については、受注者が申請に必要な書類を準備し、発注者が申請を行う。
- (5) 受注者は、本業務が準拠するマニュアル等に改訂があった場合には、改訂後のマニュアルに基づいて業務を実施する。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び調査実施にあたり生じた疑義については、発注者と協議して措置する。